

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

令和8年7月21日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく取組みの実施状況を、下記のとおり公表します。

1. 数値目標の達成状況

（1）男性職員の育児休業取得率

【目標】

令和12年度末までに、男性職員の育児休業取得率 100% を目指します。

【実績】

年度	対象人数	取得人数	取得率
令和6年度 (計画初期値)	10人	6人	60.0%
令和7年度	7人	9人	77.8%

※ 取得率は、小数点第2以下を四捨五入したものである。

（2）年間の平均超過勤務時間の縮減

【目標】

令和12年度末までに、年間の平均超過勤務時間を 110時間以内 に縮減します。

【実績】

年度	職員1人当たりの平均超過勤務時間（年間）
令和6年度 (計画初期値)	111.1時間
令和7年度	104.8時間

※ 割合は、それぞれの4月1日現在の職員数（超過勤務手当が支給されない職員を除く。）で単純に除した（小数点第2以下を四捨五入）ものである。

(3) 年間360時間超過勤務職員の縮減

【目標】

令和12年度末までに、超過勤務が年間360時間以上の職員を4.5%以下に縮減します。

【実績】

年度	年間360時間超過勤務職員の人数	割合
令和6年度 (計画初期値)	15人	5.6%
令和7年度	12人	4.6%

(4) 一人当たりの平均年次有給休暇日数

【目標】

令和12年度末までに、年次有給休暇の平均取得日数を年間11日以上とします。

【実績】

年度	1人当たりの取得日数	取得率
令和6年度 (計画初期値)	11.85日	32.30%
令和7年度	11.50日	31.16%

※ 取得率は、小数点第2以下を四捨五入したものである。

(5) 管理職等に占める女性職員の割合

【目標】

令和12年度末までに、管理職の職員に占める女性職員の割合を10%以上に、
係長級以上の職員に占める女性職員の割合を20%以上にします。

【実績】

年度	係長級以上における女性 職員の割合	管理職における女性職員 の割合
令和6年度 (計画初期値)	17.6%	7.0%
令和7年度	18.3%	11.6%

※ 割合は、小数点第2以下を四捨五入したものである。

2. 取組状況

- ① 「仕事と家庭の両立支援ガイド」を作成するなど、子育てに関する諸制度について全庁的な周知を行いました。
- ② 妊娠中の職員及び育児休業取得予定の男性職員に対して出産休暇や育児休業に係る諸制度についての説明を行いました。
- ③ 育児部分休業の取得形態について、毎日2時間単位の取得だけでなく、年間における規定時間範囲内での取得も可能となり、家庭状況に応じた柔軟な取得が可能となりました。【令和7年度新規取組】
- ④ 年次有給休暇や夏季休暇の取得推奨を行うとともに、夏季休暇の計画的な取得を促すため、夏季休暇計画表の作成について周知を行いました。
- ⑤ 女性職員を係長以上に昇給させるなど、女性職員の積極的な登用を継続的行いました。
- ⑥ 男性職員の家事参加促進や理解を深める研修（職員向け「とも家事セミナー」）を開催し、男女共同参画に関して意識啓発を行いました。【令和7年新規取組】